

## 平成24年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）について ～昨年度計画からの変更点～

### 1 生食用食肉に関する監視指導について

昨年、生食用食肉（牛肉）を原因とする食中毒事件が発生し、生食用食肉について成分規格及び加工基準が制定されました。これを受け、生食用食肉を加工・調理する食肉処理業者、食肉販売業者、飲食店営業者等に対して、積極的な監視指導を行うこととします。

### 2 放射性物質に関する検査について

東日本大震災に伴う原発事故の発生により、食品の放射性物質汚染が問題となりました。

原発周辺自治体により放射性物質検査が実施され、規制値を超過する場合には出荷制限等の措置が講じられています。このため、引き続き県内に流通する食品の表示を確認し、出荷制限等の措置が講じられている食品が流通していないことの確認を強化します。

また、県内流通食品全般について、ゲルマニウム半導体検出器を用いた放射性物質検査を実施することとします。

### 3 食品等検査実施計画について

従来は収去検査等実施計画として、収去検査にかかる検査のみを食品等分類ごとに計上していましたが、検査の種類ごとに計上することとします。

（例）

従来	計画案
弁当・そうざい等	→
漬物	
食鳥肉・食肉製品等	
⋮	
⋮	食品等の成分規格、衛生規範、食品添加物に関する 理化学検査
⋮	食品等の成分規格、衛生規範、奈良県指導基準に関する 微生物検査
⋮	農産物等の残留農薬検査
⋮	⋮
⋮	⋮